一般社団法人千葉市助産師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉市助産師会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、助産師相互の親睦と職業的地位の向上を図ると共に、専門的学術の研究に 努め、併せて母子保健とリプロダクティブへルス・ライツに関する普及・啓発に寄与する ことを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 母子保健の普及・啓発に関する事業
 - (2) リプロダクティブヘルス・ライツの普及・啓発に関する事業
 - (3) 助産業務の振興に関する事業
 - (4) 助産師育成に関する事業
 - (5)母子保健の調査研究に関する事業
 - (6) 助産所経営の改善に関する事業
 - (7) 会員相互扶助に関する事業
 - (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
 - (9) 前各号に附帯する一切の業務
 - 2 前項の事業については、主に千葉市内及びその周辺において行うものとする。

第3章 社員および会員

(法人の構成員)

- 第5条 この法人に次の会員を置き、正会員、及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する個人
 - (2) 特別会員 正会員であった者が、80歳以上の高齢もしくは病弱により、助産業務ができなくなった者で、本人の希望により、理事会の承認を得た個人
 - (3) 名誉会員 本会の会員であった者で、本会に著名な功労のあった者について理事会が推薦し、総会において承認された者とする。名誉会員は役員になる事、 総会で票決に加わる事はできない。
 - (4) 賛助会員 本会の事業に賛同した助産師以外の個人および団体・企業

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会に定める入会申込書により申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

- 第7条 正会員及び特別会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費 として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
 - 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 既納された会費は、返納しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会 することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第16条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名にすることができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1)助産師免許を取り消されたとき。
 - (2) 第7条の会費の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (3) 総社員が同意したとき。
 - (4) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(社員総会)

- 第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年事業年度 終了後3ヶ月以内に開催し、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。なお、社員総 会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
 - 2 社員の一部並びに全員が、オンライン会議システムにより社員総会を開催し、決議を行うことができ、行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。
 - 3 前項のオンライン会議システムにより社員総会を開催する場合には、必要に応じ各社員の 音声が即座に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにで きるようにしなければならない。

(構成)

第12条 当法人の社員総会は、正会員、特別会員をもって構成する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の 目的である事項及び招集に理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、8週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。この場合において、 議長が選任されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等支障があるときは、 その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

- 第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員 の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員及び会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若 しくは電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することがで きる。
 - 4 理事又は社員が提案した社員総会の目的である事項に、書面又は電磁的方法により社員全員が同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとみなすことができる。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 会長及びその社員総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 定 例 会

(定例会)

- 第 18 条 この法人は、連絡事項の周知徹底、意見交換及び提案の場として、すべての社員によって構成される定例会を設ける。
 - 2 定例会の任務、構成及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(招集)

- 第19条 当法人の定例会の日程は、理事会の決議により毎事業年の開始の前日までに新年度分の 日程を決定し、すべての社員に告知する。
 - 2 定例会の出欠は、事前の連絡は不要とする。ただし、出席の記録は、別に定める講師推薦 基準に反映されるものとする。

(議事録)

第20条 定例会の議事録は、その決議事項の内容の把握、及び事業の進捗状況の周知徹底を目的に、郵送又は電磁的方法により、すべての社員に発する。

第6章 役 員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
 - 2 理事のうち1名を代表理事とし、本会の会長とする。
 - 3 理事のうち2名以内を副理事とし、副会長とする。
 - 4 理事のうち2名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任等)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事、副理事、及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果選出され た当該候補者を参考に選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
 - 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び定款で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事に事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査する ことができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第27条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第7章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。
 - 4 理事及び監事の一部並びに全員が、オンライン会議システムにより理事会を開催し、決議を行うことができる。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1)総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2)総会の日時、場所及び総会に付議すべき事項の決定
 - (3) 定款及び細則の変更に関すること
 - (4) 規則及び規定の制定に関すること
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6)会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (7) その他総会の議決を要しない職務の執行に関する事項

(開催)

- 第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
 - 2 通常理事会は、毎年1回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - 4 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(招集)

- 第31条 理事会は、前条の規定を除き会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合、 提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき(監事が当 該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議が あったものとみなす。

(議事禄)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した会長及びその理事会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事禄に記 名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年事業年の開始の日の前日までに、 会長が作成し、理事会の承認を受けた上で定時社員総会提出し、その承認を受けなければ ならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出(ただし、各附属明細書は除く。)し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類は、監査報告ととも主たる事務所に 5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と 類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものと する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。